

(紹介手数料の返戻)

採用決定者（求職者）が一身上の都合により退職した場合には、領収済み紹介手数料の全部または一部を、下記の期間及び割合に応じて返戻するものとする。

- ① ３０日以内で退職した場合、紹介手数料の８０％
- ② ９０日以内で退職した場合、紹介手数料の５０％

但し、求人者からの解雇の申し出及び、採用決定者（求職者）に対する対応が、各種労働関連法令に違反し、それを理由に採用決定者（求職者）が一身上の都合にて退職した場合には、紹介手数料を返還しないこととする。

※上記以外の取り決めを行う事もありうる。